

東日本大震災復興特別区域法のQ&A

目次

| | |
|------------------------------------|--------|
| 1 計画作成手続き | … P 1 |
| (1) 協議会 | |
| ア 国と地方の協議会 | … P 1 |
| イ 地域協議会 | … P 1 |
| (2) 国の柔軟な対応・地方の負担軽減 | … P 1 |
| (3) その他 | … P 1 |
| 2 計画作成に対する国の支援 | … P 1 |
| 3 計画記載事項 | |
| (1) 復興産業集積区域 | … P 2 |
| (2) 税制上の特例が適用される区域(法第2条第3項第2号イの地域) | … P 3 |
| (3) 対象とする業種 | … P 3 |
| (4) 内容の熟度 | … P 3 |
| (5) その他 | … P 3 |
| 4 税制上の特例の適用の可否 | |
| (1) 税制上の特例の適用の可否 | … P 4 |
| (2) その他 | … P 5 |
| 5 税制上の特例に係る指定事業者等の指定までの手続き | |
| (1) 総論 | … P 6 |
| (2) 各論 | … P 8 |
| 6 税制上の特例に係る指定事業者等の指定後の手続き | |
| (1) 総論 | … P 8 |
| (2) 各論 | … P 9 |
| 7 利子補給 | … P 10 |
| 8 その他 | … P 10 |

| 分類 | Q | A |
|-----------------------|---|--|
| 1 計画作成手続き | | |
| (1) 協議会 ア 国と地方の協議会 | ① 復興推進計画を作成する際は、国と地方の協議会において議論しなくてはいけないのか。 | 復興推進計画作成にあたり、国と地方の協議会の関与はない。 |
| (1) 協議会 イ 地域協議会 | ① 復興推進計画の策定に当たり地域協議会は必ず設置しなければならないのか。 | 復興推進計画の策定に当たっては、一部の特例措置（食料供給等施設整備事業、特定水力発電事業、復興特区支援貸付事業）を活用する場合を除き、地域協議会の設置は任意である。 |
| | ② 地域協議会はどのような単位で設置すればよいのか。例えば、施策のテーマや特例の中身毎に設置する必要があるのか。 | 地域協議会の設置及び設置する単位は、自治体の判断であり、あくまでも地域の実情、プロジェクトの内容に即したものにしていただければよい。 |
| | ③ 地域協議会は「地域協議会」という名称でなければならないのか。また、既存の検討会を地域協議会とみなしてもよいのか。 | 地域協議会という名称は法律上のものであり、同じ役割を担うのであれば、各地で独自の呼び方をしててもよい。また、既存の検討会を地域協議会としてもよい。 |
| | ④ 復興推進計画の作成や地域協議会の設置については、議会の議決を必要とするのか。 | 復興推進計画の作成や地域協議会の設置について、議会の議決を義務付けているものではないが、各地方公共団体の判断で、議会にも説明し、必要に応じて議決を得て頂いて構わない。 |
| (2) 国の柔軟な対応・地方の負担軽減 | ① 3つの計画はバラバラに作成しなくてはならないのか。 | 記載事項のどの部分がそれぞれどの計画に該当するのか明確であれば、1つの計画として策定することも可能である。 |
| | ② 地方公共団体が既に策定した復興に係る計画を復興推進計画として活用することはできないのか。 | どの部分がそれぞれどの計画に該当するのか明確であれば、地方公共団体が既に策定した復興に係る計画の中に復興推進計画等に係る事項を記載して、復興推進計画等と位置付けることも可能である。 |
| | ③ 当面必要となる事業を復興推進計画等に記載し、急ぎでない事業は後日計画に記載するといった段階的な計画の作成は可能か。 | 当初の計画には実施予定が確定な事業のみを記載し、その後、必要に応じて計画を改訂して記載事項を拡充することや、新たな計画を追加して作成することも可能である。 |
| (3) その他 | ① 県が市町村の代わりに復興推進計画を作成することは可能か。 | 市町村の合意を得ることができれば、県がご指摘のような復興推進計画を作成することは可能である。また、県と市町村が共同して作成することも可能である。 |
| 2 計画作成に対する国の支援 | ① 計画作成に係る各種相談は、国のどこが対応するのか。 | 復興局・支所、事務所（青森、茨城）又は復興庁に、幅広くご相談頂きたい。 |
| | ② 市町村は、県を通じて国に相談しなければならないのか。 | 県を通じてご相談いただきても、市町村から直接国へご相談いただきても、どちらでも構わない。ただし、計画作成に当たり、市町村と県との間で、必要な連絡や調整は隨時行っていただきたい。 |

3 計画記載事項

| | | |
|--------------|---|---|
| (1) 復興産業集積区域 | ① 市町村（県）の区域全部を復興産業集積区域として定めることは可能か。 | 地方公共団体が復興産業集積区域を設定する際には、住宅地や自然環境の保全が必要な地域を除外するなど、最低限の事項を考慮した上で、産業集積の形成等を戦略的に推進すべき区域を地域の実情に応じて設定することとしており、市町村（県）の区域全域を対象とすることは想定していない。 |
| | ② 復興産業集積区域は、工業団地や都市計画法上の工業専用地域等に限定して定める必要があるのか。 | 工業団地や都市計画法上の工業専用地域や工業地域等の用途地域に限定されるものではない。 |
| | ③ 一市町村に複数の復興産業集積区域を定めることは可能か。 | 可能である。 |
| | ④ 「復興産業集積区域」は、既に一定の産業集積が形成されている区域も対象とすることは可能か。 | 既に一定の産業集積が形成されている区域であっても、地方自治体が、当該区域において産業集積の形成及び活性化の取組を推進しようとする意思を有しているのであれば、当該区域を復興産業集積区域として設定することは可能である。 |
| | ⑤ 複数の市町村の区域をまたいで復興産業集積区域を設定することは可能か。 | 可能である。ただし、産業集積の形成及び活性化の推進に当たり、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域をもって設定する必要がある。 なお、この場合には、県が復興推進計画を作成するか、複数市町村が共同して復興推進計画を作成する必要がある。 |
| | ⑥ 計画において復興産業集積区域は必ず地番を用いて定めなければならないのか。 | 例えば、「〇〇市△△」「◆◆市●●町▼▼」のように、復興産業集積区域の境界を明確に定めることができるのであれば、地番を用いて定める必要はない。 ※詳細については、別添の平成24年4月9日付け事務連絡参照 |
| | ⑦ 復興産業集積区域と復興居住区域は、重なり合う区域とすることはできないのか。 | 復興産業集積区域として既に定めた区域の中に、復興居住区域を定めることについては、当該復興産業集積区域内に復興居住区域を設定することが、集積を目指す業種の集積を妨げるものでない場合は可能である。 |
| | ⑧ 農業以外の業種の集積を目指し、農地に復興産業集積区域を設定することは可能か。 | 農業以外の業種の集積を目指す復興産業集積区域を、現在農地である土地に定めることを禁止するものではないが、必要最低限の範囲で区域を定めるとか、今後も農地として保全していくべき土地は対象にしない、等の点を考慮する必要がある。 また、現在の土地利用に関する規制上立地できない業種の集積を目指すこととする場合には、立地が可能となるための土地利用に関する計画又は方針の見直しが必要であることについて、復興推進計画において言及するとともに、関係行政機関との情報の共有が必要である。 |

| | | |
|--------------------------------------|--|---|
| (2) 税制上の特例措置が適用される区域（法第2条第3項第2号イの地域） | ① 「日常的な取引関係の発生が見込まれる等当該事業の実施の経済的波及効果により、雇用等被害地域において新規投資や雇用機会の創出が見込まれる場合における、当該事業の実施区域」は、どのようにして特定するのか。 | 集積を目指す業種、雇用等被害地域との間の道路等の交通アクセス等を総合的に勘案し、当該区域において事業が実施されることにより、雇用等被害地域における新規投資や雇用機会の創出が見込まれるか判断をした上で、対象となる区域を特定し計画に記載することになる。 |
| (3) 対象とする業種 | ① 税制上の特例の対象となる集積を目指す業種について、全業種とすることは可能か。 | 集積を目指す業種は、地域において戦略的にその集積の形成及び活性化を図ろうとする業種であることから、地域における産業振興の戦略に基づき強みとなる地域特性や地域資源の活用を考慮して定めていただく必要があり、また、地域における集積の支援のための施策（企業立地補助金の交付、関連する社会資本の整備等）との整合性を考慮して定めていただく必要がある。なお、全業種とすることは想定していない。 |
| (3) 対象とする業種 | ② 税制上の特例の対象となる集積を目指す業種について、既に集積が存在する業種を定めることは可能か。 | 既に地域において集積している業種を選ぶことは可能である。 |
| | ③ 税制上の特例の対象は製造業に限定されるのか。 | 税制上の特例の対象となる業種は、地方公共団体が、復興推進計画において集積を目指す業種として定めたものである。集積を目指す業種は製造業以外の業種を定めることも可能であり、第1次産業、第3次産業の業種も可能である。 |
| (4) 内容の熟度 | ① 復興推進計画に記載する復興推進事業について、必ず実施主体が決まっている必要があるのか。 | 一部の特例を除き、必ずしも計画作成時点において事業主体が決まっている必要はない。例えば、産業集積に係る課税の特例の対象となる復興推進事業は、計画作成時点において、実施主体が定まっている必要はない。 |
| (5) その他 | ① 産業集積に関する税制上の特例に特化した復興推進計画を作成する場合に、計画に記載しなければならない事項如何。 | 計画の区域、目標、目標を達成するために推進しようとする取組の内容等の他、主に以下の事項を記載する必要がある。 ・復興産業集積区域の区域 ・復興産業集積区域においてその集積の形成及び活性化を目指す業種 ・雇用等被害地域 ・雇用等被害地域から通勤圏内にある区域 ・日常的な取引関係の発生が見込まれる等当該事業の実施の経済的波及効果により、雇用等被害地域において新規投資や雇用機会の創出が見込まれる場合における、当該事業の実施区域 |

4 税制上の特例の適用の可否

| | | |
|-----------------|---|---|
| (1)税制上の特例の適用の可否 | <p>① 税制上の特例のうち投資に係る特別償却・税額控除について、いつの時点の投資から対象となるのか。</p> | <p>復興推進計画が認定され、当該計画を作成した認定地方公共団体から指定を受けた事業者が、同計画に定められた復興産業集積区域内で対象となる減価償却資産を取得等をして事業の用に供した場合に、特別償却・税額控除が適用される。</p> |
| | <p>② 税制上の特例のうち投資に係る特別償却・税額控除について、特区法施行前であるが平成23年3月11日以降に減価償却資産を事業の用に供した場合も適用されるか。</p> | <p>税制上の特例のうち投資に係る特別償却・税額控除は、法の規定により、法の施行以前に減価償却資産が事業の用に供された場合は適用されない。これは、企業の新規投資を促進するという政策目的のための税制であるという考え方に基づくものである。</p> |
| | <p>③ 震災直後から地域で努力した企業には税制上の特例は適用されないのか。</p> | <p>税制上の特例のうち被災雇用者等へ支給する給与等の10%の税額控除は、被災雇用者等へ給与等を支給することが要件であり、ご指摘のような既存企業にも広く適用が可能である。</p> |
| | <p>④ 法第38条の被災者雇用の税額控除について、雇用人数の基準はあるのか。</p> | <p>法第38条の被災雇用者等を雇用した場合の税額控除については、雇用人数に係る要件は設定されていない。</p> |
| | <p>⑤ 法第38条について、税制の特例を受けるためには、新規雇用をしなければならないのか。</p> | <p>法第38条の場合、（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律に規定する）被災者雇用者等を雇用している場合に課税の特例を受けることができ、新規雇用を行う場合に限定されていない。</p> |
| | <p>⑥ 「雇用」の形態については、正社員、パートなどの区別はないか。</p> | <p>雇用の形態については、特段の要件を定めていない。</p> |
| | <p>⑦ 指定事業者が、年度ごとに適用する課税の特例を変更することは可能か。</p> | <p>可能である。 ただし、適用する全ての税制上の特例について、指定事業者事業実施計画書の作成を行い、指定事業者として指定を受ける必要がある。</p> |

| | | |
|---------|---|--|
| | <p>⑧ 課税免除の減収補填は、平成27年度に指定を受けた場合、平成31年分まで認められるという理解でよいか。</p> | <p>地方税の課税免除の減収補填については、平成28年3月31日までの間に取得した特区法第37条に基づく特別償却等の適用を受ける施設等（以下「対象施設等」という。）が対象となる。</p> <p>（1）不動産取得税については、当該対象施設等に係る減収額について、減収補填をする。</p> <p>（2）事業税及び固定資産税については、当該対象施設等に係る減収額（減収が生じた最初の年度から5年間）について減収分が補填される。</p> <p>例えば、平成27年度に認定地方公共団体が企業を指定し、事業税の減免措置を実施した場合には、平成27年度から平成31年度までの5年間分についての減収額が補填されることとなる。</p> |
| | <p>⑨ 不動産取得税について、認定日前に企業が土地の取得をしたが、土地の取得とは、登記をした日を指すのか、売買契約をした日を指すのか。</p> | <p>不動産の取得とは、所有権の取得をいう。この場合、取得とは、有償であると無償であると問わず、また、その原因が売買、交換、贈与、寄付等のいずれであるかは問わない。仮に、売買により取得した場合は、売買契約をした日を指す。</p> |
| | <p>⑩ 事業税の課税免除額に対する国の減収補填について、減収分の全額ではなく、[対象施設等の従業者数/県内の事業所等の従業者数]に限定されている。不動産取得税や固定資産税の減収補填措置も同じ考え方なのか。</p> | <p>不動産取得税については、当該対象施設等である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税を課税免除又は不均一課税とした場合に、減収補填をする。</p> <p>固定資産税については、当該対象施設等である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に対して課する固定資産税を課税免除又は不均一課税とした場合に減収補填をする。</p> |
| (2) その他 | <p>① 赤字決算が今後も数事業年度続く予定であり、法人税の課税の特例の適用は見込めない会社であっても、新たに機械等の設備投資を行う場合に、固定資産税の課税免除又は不均一課税を受けることは可能か。</p> <p>② 復興特区法第40条の適用を受ける場合には、当該指定を受けた事業年度に、3億円（中小法人等は3,000万円）以上の事業の用に供するための機械又は建物等の取得を行わなければならないが、当該投資資産について固定資産税の課税免除又は不均一課税を受けることはできるか。</p> | <p>事業を実施する場所を所管する地方公共団体の条例に規定する要件を満たす場合には可能である。</p> <p>事業を実施する場所を所管する地方公共団体の条例に規定する要件を満たす場合には可能である。</p> <p>なお、上述のとおり、固定資産税の課税免除又は不均一課税を受けるためには、認定地方公共団体の指定を受ける必要があると思われるが、この場合、復興特区法第40条の指定に加え、同法第37条又は第39条の指定も受ける必要があるので、その点を注意していただきたい。</p> |

5 税制上の特例に係る指定事業者等の指定までの手続き

| | | |
|--------|---|--|
| | <p>① 事業者が指定の申請を受けられなかった場合、再申請をしてもいいか。</p> | <p>指定要件を満たさなかった事業者が、後に指定要件を満たすようになったときには、再申請を行うことが可能である。</p> |
| | <p>② 認定地方公共団体が法人等の指定や実施状況報告書の認定を行うにあたって、復興庁等への協議は必要か。</p> | <p>認定地方公共団体が指定や認定を行うに際し、協議などの国の事前の関与はない。</p> |
| | <p>③ 認定地方公共団体による指定や実施状況報告書の認定に対し、国は全く関与しないのか。</p> | <p>国は、認定地方公共団体に対して、認定復興推進計画の実施状況について報告を求めたり（法第7条第1項）、認定復興推進計画の適正な実施のために必要な措置を講ずることを求めることができる（法第8条第1項）。これらの対象には、認定地方公共団体の指定や実施状況報告書の認定も含まれる。</p> |
| | <p>④ 指定の申請はどの認定地方公共団体に行えばよいのか。</p> | <p>事業を実施する場所を所管する認定地方公共団体に対して行う。 特区法第37条の特例に係る指定を申請する場合には、個人事業者又は法人が施設又は設備を新增設しようとする復興産業集積区域がある認定地方公共団体に対して行うこととなる。 特区法第38条の特例に係る指定を申請する場合には、個人事業者又は法人が被災者を雇用している事業所が所在する復興産業集積区域がある認定地方公共団体に対して行うこととなる。 特区法第39条の特例に係る指定を申請する場合には、個人事業者又は法人が開発研究用の資産の取得等をして開発研究の用に供する復興産業集積区域がある認定地方公共団体に対して行うこととなる。 特区法第40条の特例に係る指定を申請する場合には、新規立地促進税制の適用を受けようとする法人が設立された復興産業集積区域がある認定地方公共団体に対して行うこととなる。 特区法第41条の特例に係る指定を申請する場合には、被災者向け優良賃貸住宅を新たに取得等しようとする復興居住区域が所在している認定地方公共団体に対して行うこととなる。 特区法第42条の特例に係る指定を申請する場合には、指定会社事業実施計画に記載する「事業の実施場所」が所在する認定地方公共団体に対して行うこととなる。</p> |
| (1) 総論 | <p>⑤ 複数の市町村の区域にまたがっている復興産業集積区域に関する指定の申請をする場合、指定の申請先はどうなるのか。</p> | <p>複数の市町村の区域にまたがっている復興産業集積区域に関する指定の申請を行う事業者は、事業者が事業を実施する場所を所管する市町村に対して申請を行うこととなる。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>⑥ 県及び市町村が共同で作成した認定復興推進計画に関して、指定の申請をする場合、指定の申請先はどうなるのか。</p> | <p>予め申請先として定められた認定地方公共団体に対して申請を行う。申請先が定められていない場合、県又は市町村のどちらでも構わないが、指定の申請をする事業者の混乱を避けるため、あらかじめ県と市町村で調整を行い、指定の申請先を決めておくことが望ましい。</p> |
| <p>⑦ すぐに適用されない特例に関しても指定の申請をしてよいのか。</p> | <p>指定の申請は、事業者の判断で行うことができる。</p> |
| <p>⑧ 特例ごとに指定を受けなければならないのか。</p> | <p>特例の対象となる事業者の活動内容が異なることや、特例によっては他の特例と指定の要件が異なることから、指定は受けようとする特例ごとに受けていただく必要がある。</p> |
| <p>⑨ 複数の特例に係る指定の申請をまとめて行うことは可能か。</p> | <p>複数の特例に係る指定の申請を同時に行なうことは可能であるが、それぞれの特例ごとに、別記様式が定められており、記載する内容や添付書類も異なるため、それらの必要書類を省略することはできない。ただし、共通の添付書類がある場合に、全てを原本にせず、原本が一部あれば、残りを写しで代用することは認められる。</p> |
| <p>⑩ 事業者は、複数の業務を行っていることが想定されるところで、指定申請書及び指定事業者事業実施計画書に記載する「実施する復興推進事業」については、主業、従業の関係はないものと考えてよいか。</p> | <p>指定事業者事業実施計画書における「実施する復興推進事業」については、主業であるか従業であるかは問わない。</p> |
| <p>⑪ 法第37条から法第40条の国税の特例に関して、複数の市町村に事業所を持っている事業者が特例を受けるに当たり、それぞれの事業所ごとに、適用する特例を変えて指定を受けることは可能か。</p> | <p>指定は特例ごとに受けることとされており、事業所ごとに、適用する特例を変えて指定を受けることは可能。 ただし、課税の特例は事業所ごとではなく、事業者が適用を受けるものであることから、1事業年度において選択適用とされている法第37条、第38条及び第40条に係る課税の特例については、事業者単位で選択することとなり、事業所ごとに異なる特例を選択することはできない。</p> |

| | | |
|--------|--|---|
| (2) 各論 | ① 地方税の課税免除又は不均一課税のみ受けることを前提とした場合においても、認定地方公共団体から指定を受ける必要があるのか。 | 各地方公共団体の条例の規定次第であるが、地方公共団体が復興特区法第43条に基づき減収補填を受けることができるよう、条例上、認定地方公共団体から指定を受けた者について課税免除又は不均一課税を実施することとしていると想定される。そのため、地方税の課税免除又は不均一課税のみを受けることとしている場合であっても、事業者は認定地方公共団体の指定を受ける必要があると思われるが、詳細については、事業を実施する場所を所管する県又は市町村にご相談いただきたい。 |
| | ② 復興特区法第39条の適用を受けることを想定しているが、確定申告段階で認められない場合に備えて法第37条の指定も受けておきたい。 このような場合、法第37条及び第39条の指定申請を行うに際し、双方の指定事業者事業実施計画書に同一資産を記載して指定を受けることは可能か。 | 復興特区法第37条及び第39条それぞれの指定要件に該当すれば、同一資産を双方の指定事業者実施計画書に記載して法第37条及び第39条の指定を受けることは可能である。 しかしながら、同一の資産について法第37条及び第39条双方の課税の特例を二重に適用することはできないので、その点を注意していただきたい。 |

6 税制上の特例に係る指定事業者等の指定後の手続き

| | | |
|--------|-------------------------------------|--|
| (1) 総論 | ① 指定事業者が実施状況報告書を出すタイミングはいつぐらいになるのか。 | 指定事業者は、当該指定事業者の事業年度終了後1か月以内の提出が必要である。 法人の場合は、例えば、事業年度末が3月31日の会社であれば、4月末日が提出期限となる。 個人事業者の場合は、事業年度が暦年（1月から12月）であるので、1月末日が提出期限となる。 |
| | ② 指定事業者事業実施計画の変更があった場合はどうすればよいのか。 | 指定事業者は、申請書に係る記載事項や指定事業者事業実施計画書の内容に変更があった場合は、遅滞なくその旨を認定地方公共団体に届け出なければならない。 |
| | ③ 変更の届出が不要となるはあるのか。 | 申請書に係る記載事項や指定事業者事業実施計画書の内容の変更が軽微であれば、届出は不要であり、その内容で実施状況報告書を作成・提出すればよい（軽微な変更の例：設備投資の内容の変更を伴わないものであり、かつ、同一事業年度内に取得した設備の事業の用に供した年月日の相違又は取得予定していた設備の取得価額の相違。）。なお、軽微な変更か否かの判断が難しい場合は、指定をした認定地方公共団体又は復興局・支所、事務所（青森、茨城）若しくは復興庁へ問い合わせ願いたい。 |

| | | |
|--------|---|--|
| | <p>④ 認定地方公共団体は、指定事業者の指定に係る申請に対し指定しない場合、指定事業者の指定を取り消した場合又は指定事業者から提出された実施状況報告書に対し認定しない場合において、行政不服審査法に基づく教示を行う必要があるのか。</p> | <p>行政不服審査法第57条に基づく教示については、認定地方公共団体において別途行うこと。その際、別記様式の余白に教示を記載することを妨げるものではない。</p> <p>【記載例】</p> <p>なお、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に○○県知事（又は□□市長など）に対して行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づく異議申立てをすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から6か月以内に県（又は市町村）を被告として行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）に基づく処分の取消しの訴え提起することができる。</p> |
| (2) 各論 | <p>① 出資控除の特例の別記様式第7の12について、個人ごとに作るのは大変だと思うが、何か個人ごとに作らなければならない理由はあるか。</p> <p>② 建築物整備事業に関し、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第3条の2第1号、第6条の2第1号又は第9条の2第1号の書類とは何か。</p> | <p>出資に係る所得控除の特例を受けるのは、株式を払込みにより取得した個人であることから、指定会社が作成する確認申請書（別記様式第7の12）は個人ごとに作成することとしたものである。</p> <p>東日本大震災復興特別区域法施行規則第9条第2項の規定に基づき、認定地方公共団体が当該建築物整備事業を適切に実施していると認定したことを証する書面（当該認定の概要を記載した書面）「別記様式第2の2」を交付することとしています。</p> |

| | | |
|--------|---|---|
| | <p>① 利子補給を受けるために必要となる手続きや計画記載事項はどのようなものか。</p> | <p>利子補給を受けるためには、地方公共団体が作成した復興推進計画の認定の後、国による金融機関の指定、国と指定金融機関との利子補給契約の締結等の手続きが必要となる。更に、指定金融機関が地域協議会の構成員であることが必要である。</p> <p>また、復興推進計画には、計画の区域、目標、目標を達成するために推進しようとする取組の内容等の他、主に以下の事項を記載する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付けの対象となる事業が、復興推進計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明 ・指定金融機関から事業を実施する単独の事業者での融資合計額 ・事業者の資金計画 |
| 7 利子補給 | <p>② 復興特区支援利子補給金を活用しようとする場合に、復興推進計画に記載する復興推進事業の内容はどのようなものなのか。</p> | <p>復興特区支援利子補給金を活用した貸付けの対象となる事業は、以下の要件を満たすものである。</p> <p>①施行規則第2条に規定する事業に該当する ②復興推進計画の目標を達成する上で中核となるもの（他の事業に比較して計画の目標達成への寄与度が高いものを想定）であること ③個別プロジェクトであること （個別プロジェクトの記載例） ・○△市△○漁港後背地において、(株)○×が当該エリアに立地する複数の事業者の水産加工場を統合して地域の中核的な水産加工場を整備する事業 ・□△市の○○地区において、太陽光発電所を建設・運営する事業</p> |
| | <p>③ 認定された復興推進計画は、公表されるものなのか。</p> | <p>透明性を確保するため、復興特別区域基本方針第5－2において、「認定された個別の復興推進計画について、国において作成するウェブサイトにより、一覧形式で公開すること」となっていることから、認定された復興推進計画は公表されることとなる。</p> |
| 8 その他 | <p>① どの地域でどのように行うか等は未定であるが復興のために重要なと考えられる構想段階にあるプロジェクトについて、復興特区制度を活用することは可能か。</p> | <p>復興に資すると考えられるプロジェクト構想があり、地方公共団体、民間事業者等による推進の方向性がある程度固まっている場合には、例えば、プロジェクト単位で地域協議会を組織し、協議を進め、必要に応じて新たな規制の特例措置等に関する提案を行い、国と地方の協議会にこのプロジェクトに対応する分科会を設置して、国の制度の改善を図ったり、既存の制度による支援を受ける等の進め方が考えられる。</p> |

事務連絡
平成24年4月9日

関係道県復興推進計画担当課 御中
関係市町村復興推進計画担当課 御中

復興庁 復興特区班

復興産業集積区域の表示方法について

関係地方公共団体から簡素化の要望が多い復興推進計画における復興産業集積区域の表示方法について、地方公共団体の負担軽減を図るため、区域が明らかになるのであればより簡易な手法によることができるよう、別添のとおり具体的な表示方法をお示しします。

復興産業集積区域の表示方法

○文章で復興産業集積区域に含まれる区域の全てを表示するパターン

| | 計画上の文章 | 図面 |
|---|-------------------------------|--------------|
| ① | ・地番により表示する | ・概括図(縮尺問わない) |
| ② | ・大字、字又は小字により表示する | ・概括図(縮尺問わない) |
| ③ | ・地番及び大字、字又は小字の組み合わせにより表示する | ・概括図(縮尺問わない) |
| ④ | ・一定の地物、施設、工作物からの距離及び方向により表示する | ・概括図(縮尺問わない) |
| ⑤ | ・①～④に準じる方法により表示する | ・概括図(縮尺問わない) |

○区域図(2,500分の1以上)で表示して文章で補足するパターン

| | 計画上の文章 | 図面 |
|---|--|-------------------------------|
| ⑥ | ・地番等により表示する (区域図では明らかではない部分を文章で補足する。) | ・区域図(2,500分の1以上)及び概括図(縮尺問わない) |

※概括図は参考資料としての位置づけ

※概括図は市町村ごとに作成する。県が作成主体である場合には併せて県の概括図も作成する。